

令和 7 年度地方税制改正(案)の概要について

令和 7 年度地方税制改正(案)の概要(令和 7 年 2 月 1 7 日現在)について下記のとおり報告します。

1. 個人住民税

(1) 給与所得控除の見直し(令和 8 年 1 月 1 日施行)

給与所得控除の最低保障額を 5 5 万円から 6 5 万円に引き上げる。

【見直し前】

給与収入	給与所得控除の最低保障額
162 万 5 千円まで	55 万円

【見直し後】

給与収入	給与所得控除の最低保障額
190 万円まで	65 万円

給与収入 190 万円超の場合の給与所得控除額は変更なし。

(2) 特定親族特別控除の創設等(令和 8 年 1 月 1 日施行)

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満の親族等に係る特定扶養控除の適用要件を次のとおり見直し、特定親族特別控除を創設する。

【見直し前】適用要件と控除額

適用	親族等の 合計所得金額	(参考) 給与所得のみの場合の収入金額	控除額
		特定扶養控除	

【見直し後】適用要件と控除額

適用	親族等の 合計所得金額	(参考) 給与所得のみの場合の収入金額	控除額
		【拡充】特定扶養控除	
【創設】 特定親族特別控除	58 万円超 95 万円以下	123 万円超 160 万円以下	41 万円
	95 万円超 100 万円以下	160 万円超 165 万円以下	31 万円
	100 万円超 105 万円以下	165 万円超 170 万円以下	21 万円
	105 万円超 110 万円以下	170 万円超 175 万円以下	11 万円
	110 万円超 115 万円以下	175 万円超 180 万円以下	6 万円
	115 万円超 120 万円以下	180 万円超 185 万円以下	3 万円

(3) 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ(令和8年1月1日施行)

同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を現行48万円以下から58万円以下に引き上げる。

ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を現行48万円以下から58万円以下に引き上げる。

勤労学生の前年の合計所得金額要件を現行75万円以下から85万円以下に引き上げる。

(4) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充について(令和7年4月1日施行)

子育て世帯等(18歳以下の扶養親族を有するもの又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者)が省エネ基準に適合した新築住宅等に入居した場合の借入限度額の上乗せ措置を令和7年入居分まで延長する(現行、令和6年入居分まで)

新築・買取再販売住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

合計所得金額1,000万円以下の者に限り新築住宅の床面積要件を50²m²以上から40²m²以上に緩和する措置について、建築確認の期限を令和7年12月31日に延長する(現行、令和6年12月31日まで)

(5) 退職所得控除における重複排除特例期間の見直し等(所得税法施行令の一部を改正する政令の施行の日)

退職手当等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。))を除く。)の支払いを受ける年の前年以前9年内(現行、前年以前4年内)に老齢一時金の支払いを受けている場合、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例対象とする。

退職手当等の支払いをする者は、退職手当等の支払いを受ける全ての納税義務者(現行、退職手当等の支払いをする法人の役員である納税義務者)に係る退職所得の特別徴収票を市町村長に提出する。

2. 法人住民税

(1) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長(令和7年4月1日施行)

内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合の法人市民税法人税割の特別控除制度について、適用期限を3年延長し令和10年3月31日までとする(現行、令和7年3月31日まで)

3. 固定資産税

(1) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充及び延長（令和7年4月1日施行）

対象資産の限定

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する最先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等

特例措置の見直しと特例率の拡充および期間の延長

固定資産税の課税標準の特例措置については、賃上げ目標の計画への位置づけを必須にするとともに、高い賃上げ目標を位置づけた場合には特例率を拡充し適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までとする（現行、令和7年3月31日まで）。

【見直し前】

- ・賃上げ目標を計画に位置付けない場合は、課税標準額を1/2に（3年度分）
- ・雇用者給与等支給額を1.5%以上の賃上げ目標を計画に位置づけた場合は、課税標準額を1/3に（R5取得の場合は5年度分、R6取得の場合は4年度分）

【見直し後】

- ・1.5%以上の賃上げ目標を計画に位置づけた場合は、課税標準額を1/2に（3年度分）
- ・3%以上の賃上げ目標を計画に位置づけた場合は、課税標準額を1/4に（5年度分）

(2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の延長（令和7年4月1日施行）

マンションの管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合でも当該減額措置の適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までとする（現行、令和7年3月31日まで）。

4. 軽自動車税

(1) 軽自動車税種別割の見直し（令和7年4月1日施行）

令和7年11月からの排ガス規制の適用開始に合わせ、二輪車の車両区分について、総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする。

5. たばこ税

(1) 「加熱式たばこ」の課税方式の見直し(令和8年4月1日施行)

「加熱式たばこ」が「紙巻たばこ」よりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている現状を踏まえ、「紙巻たばこ」への本数換算の方法を、重量と価格による換算から重量のみで換算する方式に見直す。

なお、実施時期は、激変緩和等の観点から下記の2段階で実施する。

実施時期	換算方法
令和8年4月1日から	現行の換算本数×0.5+新換算本数×0.5
令和8年10月1日から	新換算本数×1.0

6. その他

(1) 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付(令和9年4月1日施行)

固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の申出に応じ、eLTAXを経由して電子的に副本を送付することを可能とする(法人に対しては令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対しては令和10年4月1日以後に送達するものからそれぞれ適用)。